

## 市民参加手法と適用段階について

項目	内容	主な適用段階		
		形成	実行	評価
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の人に同じ質問を行って意見等を収集する手法。</li> <li>・ 市が行うアンケートでは、事業目的を周知することにより、広報的な機能を持たせる場合もある。</li> </ul>	○	-	○
市長への手紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見や提案を市長に宛てた手紙の形式で募集するもので、市政について意見や提案を行うもの。</li> </ul>	.	.	.
パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定等の最終段階の案を公表して、市民から広く意見を募集するもの。</li> </ul>	○	-	-
タウン・ミーティング (市民説明会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の考え方を市民に説明し、市の考え方に対する市民意見等を把握する場となるもの。(地域ごとに開催)</li> </ul>	○	○	○
出前講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政に関する内容の周知のため、担当職員が市民や市が開催する集會に出向くもの。</li> </ul>	○	○	○
審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行機関の附属機関として置かれ、執行機関の判断の公正性、正当性を補う役割を担う。</li> </ul>	○	-	○
委員会、協議会、懇話会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会は、事象に応じて必要な委員を任命して協議するもの。</li> <li>・ 協議会は、各種団体等のステークホルダー(利害関係者)が、それぞれの立場を代表して協議を行うもの。</li> <li>・ 懇話会は、市政の方向性や課題などについて自由な意見交換、懇談の場として活用するもの。</li> </ul>	○	○	○
市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政の課題について検討するため、すべて又は大半の委員を公募し設置するもの。</li> <li>・ 市が招集し開催する場合、会議の運営は委員が自主的に行い、進行は委員の中から選出された座長、副座長が担当する。</li> </ul>	○	○	○
ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の現状把握、課題の整理・分析、計画の方向性の検討、計画案・設計案づくりなどに活用される手法。</li> </ul>	○	○	○
プラーヌクス・ツェレ (市民討議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計学的な代表性の確保のため、無作為抽出の市民から委員を選出し、参加の責任を高めるため報酬を支払って行う市民討議の一形態。</li> <li>・ 適切な情報の提供のもとで十分に討議し、合議による意思決定を行うもの。</li> </ul>	○	-	○